

○国土交通省告示第二百九十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第四十三条の三第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。